

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることにした会計法令の根拠条文及び理由(規格競争又は公募)	予定価格 (円) ※消費税込	契約金額 (円) ※消費税込	落札率	再就職の 役員の数	備 考
土地借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 高野 政広 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町2番43号	平成29年4月3日	福井県福井市大手3-17-1 福井県	4000020180009	会計法第29条の3第4項 本契約は、福井県海岸保全事業の消波ブロック等資材仮置場所の土地の借り上げを行うものである。 消波ブロック等資材仮置場所においては、福井港近辺で一定の面積が利用可能である必要があるが、これを満たす土地は福井県の県有財産であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,320,540	1,320,540	100.00%		
土地借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 高野 政広 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町2番43号	平成29年4月3日	福井県福井市大手3-17-1 福井県	4000020180009	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港湾事務所敦賀港庁舎の土地の借り上げを行うものである。 当所敦賀港庁舎の土地所有者は福井県であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,578,230	1,578,230	100.00%		
川崎町宿舍借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 高野 政広 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町2番43号	平成29年4月3日	個人情報保護法 に基づき非公開		会計法第29条の3第4項 本契約は、国家公務員有料宿舍を設置するために民間アパートを借り上げるものである。 当該物件は、当所の必要条件を満たす家屋の調査を行い、北陸財務局の承認を得て、平成23年4月1日及び平成26年10月1日より国家公務員有料宿舍(借受宿舍)として設置している物件であり、平成29年度においても継続借受するものである。 契約相手方は、同物件の所有者であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,512,000	1,512,000	100.00%		
櫛川宿舍借上 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 高野 政広 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町2番43号	平成29年4月3日	福井県敦賀市本町2-8-17 株式会社 日章土地	2210001010685	会計法第29条の3第4項 本契約は、国家公務員有料宿舍を設置するために民間アパートを借り上げるものである。 借上物件は、当所の必要条件を満たす家屋の調査を行い、北陸財務局の承認を得て、平成28年4月1日より国家公務員有料宿舍(借受宿舍)として設置している物件であり、平成29年度においても継続借受するものである。 契約相手方は、同物件の所有者であり、本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	1,123,200	1,123,200	100.00%		